

## いじめ防止基本方針

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、当該学年学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等により構成される組織「いじめ防止対策委員会」を置く。

#### 【いじめ防止対策委員会】

役 職	役 割 分 担
校 長	総括
教 頭	連絡調整
教務主任	調査、対応
生徒指導主事	調査、対応
該当学年主任	調査、対応
学級担任	調査、対応
PTA 会長	状況に応じて要請・助言
スクールカウンセラー	状況に応じて要請・助言
スクールソーシャルワーカー	状況に応じて要請・助言

### (2) いじめの防止

- ① 全ての教育活動を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操と道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② いじめを防止するため、保護者や地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童が自主的に行うものに対する支援、児童及び保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。
- ③ 特別な配慮が必要な児童に対し、児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの早期発見のための措置

- ① 日常の観察や保護者との連絡等を通して、児童の様子を把握し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から教職員全体で情報を共有し、迅速かつ的確な対応に努める。
- ② 児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、児童に対する定期的なアンケート調査、個別の教育相談等を行う。
- ③ 相談体制を整備するに当たっては、家庭や地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童は教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

### (4) いじめに対する措置

- ① 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告をする。
- ② いじめ防止対策委員会は、調査方針や役割分担等を行い、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守る。また、調査や対応の結果について舟橋村教育委員会に報告する。
- ③ 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するSCやSSWの協力を得つつ、複数の教職員によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ 前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤ 教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するよう努める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、上市警察署と連携して対処するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに上市警察署に通報し、適切に、援助を求める。

(5) 重大事態発生の場合

- ① 速やかに村教育委員会に報告し、村教育委員会と協議の上、警察、校医、育成会、有識者、SSW、SC等で、第三者委員会を組織し、対処する。
- ② 学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

<いじめ事案対応の流れ>

